

学校法人等代表者 殿

日本私立学校振興・共済事業団

理 事 長 福 原 紀 彦

子ども・子育て拠出金基準額について

子ども・子育て拠出金(以下「拠出金」という。)は、子ども・子育て支援法にかかる事業に要する費用に充てるため、事業主が負担するものですが、私学共済制度では、厚生年金保険の実施機関として、私学事業団が拠出金を学校法人等から徴収することになっています。

私学事業団では、毎年、定時決定による加入者保険料にかかる標準報酬月額を基礎として基準額を定め、加入者保険料の標準報酬月額の合計額が基準額以上となる学校法人等には、10 月分から翌年 9 月分までの掛金等と合わせて拠出金を納付していただいています。

10 月時点で基準額以上となり拠出金の納付対象となった学校法人等は、その後、標準報酬月額の合計額が基準額を下回ることになっても、翌年 9 月まで納付対象になります。

令和 7 年の定時決定後の標準報酬月額(9 月末時点)から算出した基準額は、188 万円(前年は 186 万円)となりました。

つきましては、加入者保険料にかかる標準報酬月額の合計額が、基準額 188 万円以上となる学校法人等については、拠出金として加入者保険料にかかる標準報酬月額に 0.36%(令和 7 年度の率)を乗じて得た額の総額(1円未満切捨て)を毎月の「納付通知額内訳」に記載して通知します。

また、賞与掛金等の調定のある月は、加入者保険料にかかる標準賞与額に 0.36%(令和 7 年度の率)を乗じて得た額の総額も記載して通知します。

なお、加入者保険料にかかる標準報酬月額の合計額が、188 万円未満の学校法人等については、その後、基準額を上回ることになっても拠出金納付額を通知しませんが、申告することによって拠出金を納付することができます。

本件については、令和 7 年版「事務の手引」第 6 部 掛金等 第 4 章 子ども・子育て拠出金(P.988～990)を参照してください。

お問合せ先

日本私立学校振興・共済事業団
業務部掛金課掛金係

☎ 03 (3813) 5321 (代)